

【所定疾患施設療養費(Ⅱ)に係る治療の実施状況について】

介護老人保健施設において、入所ご利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの所定の疾患を発症した場合、施設内におけるこれらの治療対応等について、以下のような算定要件を満たした場合に評価されます。

当施設では、所定疾患施設療養費(Ⅱ)を適切に算定するため、厚生労働大臣が定める基準に基づき、治療の実施状況を公表しております。

【算定要件】

1. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回算定すること。
2. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
①肺炎 ②尿路感染症 ③带状疱疹 ④蜂窩織炎 ⑤慢性心不全の憎悪
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
5. 慢性心不全の憎悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合では算定できないこと。
6. 算定する場合にあっては、診断名および診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用にあたっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び、带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
7. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表する。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
8. 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講したものとみなす。

【当施設における所定疾患施設療養費算定状況】 2025年度(2025年4月～2026年3月)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
尿路感染症	件数	3	2	5	6	4	2	5	5	4	3	3	4	46
	日数	19	14	25	29	16	12	28	25	21	28	17	24	258
肺炎	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3	4	14
蜂窩織炎	件数	3	0	2	0	2	0	1	0	0	1	1	1	11
	日数	18	0	9	0	12	0	4	0	0	3	2	10	58
総合計	件数	6	2	7	6	6	2	6	5	4	5	5	6	60
	日数	37	14	34	29	28	12	32	25	21	38	22	38	330

以上